

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：32682

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530768

研究課題名(和文) 障害者と雇用：日本とイギリスにおけるWISEsの普及の比較研究

研究課題名(英文) Disability and Employment: A Comparative Study of WISEs between Japan and UK

研究代表者

ラッタ ロザリオ(Laratta, Rosario)

明治大学・その他の研究科・准教授

研究者番号：30598313

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円、(間接経費) 1,140,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ソーシャル・エンタープライズが、持続的に、障がいのある人と社会とを結び付けていけるようになるには、どのようなことが組織内外で行われるべきかを、日本とイギリスでの比較調査を通して、明らかにしたものである。アンケート調査とインタビュー調査の結果、日本では、「ソーシャル・エンタープライズで働く」ことの魅力を目に見える形で作り出すことと、法人格や基金、資金援助などソーシャル・エンタープライズに特化した法制度の整備が必要であることが明らかとなった

研究成果の概要(英文)： By comparing Japan and UK, this study aimed to understand institutions and policies which support social enterprises and how those(policies) can be improved in order to create a sustainable environment where disabled people can be re-integrated in the society. It was designed as a cross-national comparative research, using a mixed-method approach for the data collection (questionnaire and interviews). Through the findings we propose the main policy changes - starting from the enactment of a law on social enterprise - which would make those organisations more attractive environment to work and sustainable social business models.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：ソーシャル・エンタープライズ 障がい者 雇用 社会参加 持続可能性

1. 研究開始当初の背景

日本の主要労働市場における障害者(約740万人)の雇用率はたったの5.4%であることがMHLWの2009年の発表で明らかになった。さらに、景気が低迷した際にこうした障害者は最初に職を失うというデータもある。実際2008年度後半期の職を失った障害者は2000人にも及ぶ(Meinan Consulting Network, 2010)。ヨーロッパにおいても過去15年ほど同様の問題に直面してきた。解決法として政府はWISEへのサポートにより力を入れてきた。イギリスは2004年からいち早くこれを法制度化してきた(CICs regulation)。一方で日本はこうした問題に直面しているにも関わらず、政府はあまり社会企業にたいしては補助を積極的に行ってきていない。

この2国間のWISE及びそれを取り巻く環境や法を調査することで、日本におけるソーシャル・エンタープライズやNPOがより社会と結びつき発展していくために、政府が何をできるか明らかにしようとした。

2. 研究の目的

組織や政策はWISEをサポートするべきであるのに、イギリスにおいてはそれが実行されてきていて、日本ではそうではないのはなぜか、そしてWISEの普及に影響を及ぼしているものの要因が何か、この2国間の違いを明らかにしたい、というのが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) アンケート調査

日本の調査対象団体として、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の下、就労移行支援一般型、就労移行支援資格取得型、就労継続支援A型、就労継続支援B型のいずれかの事業区分に該当するソーシャル・エンタープライズを、独立行政法人福祉医療機構が運営するサイト・WAMNETを通して、1000団体、無作為抽出した。「事業所の概要」「ス

タッフのマネジメント」「企業との関わり」「地域や社会の人々との関わり」「政策提言や社会的な仕組みづくり」を網羅した30項目からなるアンケート票を、2012年7月から8月にかけて配布し、350の回答を得た。

(2) インタビュー調査

日本では、2012年11月14日から22日にかけて、アンケート調査の結果を基に、さらなる発見や新たな知見を得るべく、北海道札幌市ならびに網走市で、12のソーシャル・エンタープライズに、インタビュー調査を行った。また、日本のソーシャル・エンタープライズのタイプとそれぞれの特徴、及び、そこに影響を及ぼしている制度を明らかにすべく、2013年8月26日から31日と11月11日から15日の2回に渡り、2012年度同様、北海道札幌市ならびに網走市で、合計15のソーシャル・エンタープライズに、インタビュー調査を行った。さらには、10月から12月にかけて、都内9つのソーシャル・エンタープライズに対しても、インタビュー調査を行った。これらの地域を調査先に選定した理由は、北海道札幌市ならびに東京都については、障がいのある人の就労と社会参加に取り組むソーシャル・エンタープライズが数多く存在し、自治体としても、独自あるいは先進的な障がい福祉ならびに雇用施策を行ってきていること、北海道網走市については、こうした活動を行うソーシャル・エンタープライズが、近年、急速に増加しているためである。

イギリスにおいてもこれと同様の調査が行われた。ロンドン所在の1004のソーシャル・エンタープライズを抽出しアンケート票を送った中から374の回答を得た。さらにその中から10の組織にインタビューを行い、これらによって得られた回答からデータをまとめて分析した。イギリスでの研究結果は今年度発表の予定である。

4. 研究成果

(1) 政治家や世間の関心の低さにより、日本には、ソーシャル・エンタープライズのための法制度は、未だ存在しないが、障がいのある人の就労と社会参加に取り組むソーシャル・エンタープライズについては、以下の3つの法制度が、それらのソーシャル・エンタープライズの目的や社会的包括実現に向けての戦略、マネジメント及びガバナンスの方法に影響を及ぼしている。

障がいのある人の就労と社会参加に取り組むサービス事業者に関する法制度

障がい者の一般就労に関する法制度

精神に障がいのある人に関する法制度

(2) 日本のソーシャル・エンタープライズは、概して、補助金、とりわけ、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に基づく訓練等給付費に依拠しており、会費や寄付が財源に占める割合は極めて小さい。寄付を増やそうと考えているソーシャル・エンタープライズもほとんどない。

(3) NPO法人格を有していることにより、日本のソーシャル・エンタープライズは、「1人1票制」に基づいて運営されており、事業から得た収益は、さらなる目的の達成のために投資される。

(4) (2)ならびに(3)のような共通点が見られる一方、(1)で紹介した3つの法制度の影響により、日本のソーシャル・エンタープライズは、以下の4つのタイプに分かれる。

タイプ1：障害のある人の一般就労を目的としているもの。一般就労に結び付けるために、ITスキルを障がいのある人に教えたり、企業から受注した仕事を障がいのある人に提供したり、企業で実習をしたり、企業にジョブコーチを派遣したりしている。企業で働いてきた経験のある人々が設立メンバーであることが多く、そうしたことから、理事会は設立メンバー及びその関係者に限られており、地域住民が意思決定プロセスに参加す

ることはない。スタッフの数及び収入構成は、各ソーシャル・エンタープライズによって様々であるが、平均収入を見てみると、1億1000万円程度である。

タイプ2：障がいのある人を従業員として雇用しているもの。「一事業体」として、農業、小売業、印刷、お菓子の製造・販売など様々な業種の事業を行っている。競争に裏付けられた既存の社会経済システムや障がいのある人の給与の低さに疑問を持った人々が主な設立メンバーであり、開かれた運営を行っている。いくつかのソーシャル・エンタープライズは、「障がいの有無に関わらず、共に生き、共に働く」を実践するための1つの方策として、いくらかのお金を障がいのある人に分配している。スタッフの数及び収入構成は、タイプ1のソーシャル・エンタープライズ同様、様々であり、収入も4200万円程度のものであれば、2億6000万円に至るものもあるなど多岐に渡っている。

タイプ3：障がいのある人に、生産活動の場を提供しているもの。企業からの下請け作業や創作活動などを行っており、障がいのある人の家族や当事者、障がい福祉に関わってきた行政関係者などが主な設立メンバーである。組織や事業マネジメント・ガバナンスに家族が及ぼす影響は大きく、また、地域住民も意思決定プロセスに、ボランティアあるいは理事として関与することが多い。平均7人のスタッフと6人のボランティアによって運営されており、平均収入の3230万円の多くは、補助金によって賄われている。

精神に障がいのある人やアルコール依存症の人が、社会生活を行う上で必要な力を取り戻し、再び社会に参加していけるよう、支援しているもの。地域とのつながりを構築するために、リサイクルや家事代行サービスなど、地域住民を対象にした事業を行っている。医師、保健士、ソーシャル・ワーカー、ケア・ワーカーなどが主な設立メンバーであり、障

がい者自身も、様々な形で意思決定プロセスに関与している。スタッフの数は、10人程度であるが、ボランティアはいない。収入規模を見ると、平均4353万5000円で、その約80%は補助金による。

(5) ソーシャル・エンタープライズが、持続的に、障がいのある人と社会とを結びつけていけるようになるには、2つの課題を克服する必要がある。1つは、企業に比べ、給与が低かったり、福利厚生制度が充実していなかったりすることから、スタッフの入れ替わりが激しい中で、いかに、ソーシャル・エンタープライズは、ソーシャル・エンタープライズにとっての要である「人」を引き寄せ続けるかということである。そのためには、スタッフがやりたいことを自由にやれる機会を提供したり、ミッションを体感し、感動を共有できる場を創出したり、どれだけ社会に貢献しているかを明示するといったことが必要であろう。もう1つは、いかに、十分な収入の確保とソーシャル・エンタープライズらしい組織ならびに事業マネジメント・ガバナンスの実践とのバランスをとるかということである。障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の下では、事業を多く行えば行うほど、補助金を多く得られるという仕組みになっているため、多くの事業に注力し、民主主義や連帯の実践をおろそかにしてしまっているソーシャル・エンタープライズも少なくない。ソーシャル・エンタープライズが、単なるサービス事業者として存在するのではなく、よりよい社会の構築に貢献するものとして存在し続けるには、法人格や基金の設置、資金援助などソーシャル・エンタープライズに特化した法制度を整備することが求められるだろう。

(6) 日本のソーシャル・エンタープライズの研究は、個別の事例を扱ったものが多く、包括的な研究は、これまで、国内外でほとんど行われてこなかった。そうした中、全国ア

ンケート調査と複数回に渡るインタビュー調査によって、日本のソーシャル・エンタープライズの実態を詳細に明らかにした本研究は、日本において、ソーシャル・エンタープライズが、いかなる社会的・経済的・政治的貢献を果たしてきているか、また、その貢献度をさらに高めるには、組織内外でいかなることが行われるべきかを明らかにしたという点で、世界のソーシャル・エンタープライズ分野の研究はもとより、現場及び政策立案者に与える影響は大きいものと思われる。今後は、政府・企業に並ぶ「第3のセクター」であるソーシャル・エンタープライズが、より包括的で、民主的な社会の実現に向けて、その潜在的能力をさらに高めていくには、どうすればいいかを明らかにしていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 12 件)

Laratta Rosario. *A Study in Accountability of Clubhouses (a typology of WISEs) in Japan, UK and Italy*. International Journal of Self-help and Self-care. Refereed, Volume 7, Number 1, 2013, p.81-98

Laratta Rosario and Nakagawa Sachiko. *Rethinking the Human Resources Management for a Sustainable Social Enterprise: A Study of Japanese WISEs*. EMES-SOCENT. Refereed, Volume 4, Number 1, 2013, p. 12-26.

Laratta Rosario. *The Integration of Marginalized People in Times of Fiscal Restraint: An examination of the role of Japanese social enterprises*. Journal of Governance Studies. Refereed, Volume 9, Number 1, 2013, p.73-108.

Laratta Rosario and Sachiko Nakagawa. *Social Policy and Social Innovation: A Study of Work Integration Social Enterprise (WISEs) in Japan*. Leadership and Policy Quarterly. Refereed, Volume 1, Number 1, 2012, p. 13-34.

Laratta Rosario, Nakagawa Sachiko and Sakurai Masanari. *Japanese*

Social Enterprises: Major Contemporary Issues and Key Challenges. Social Enterprise Journal. Refereed, Volume 7, Number 1, 2011, p.50-68.

〔学会発表〕(計 6 件)

Laratta Rosario and Nakagawa Sachiko. *Rethinking the Human Resources Management for a Sustainable Social Enterprise: A Study of Japanese WISEs*. 4th EMES International Research Conference on Social Enterprise. Jul. 1-4, 2013, University of Liege, Belgium.

Laratta Rosario. *Social Enterprises and Community Inclusion*. The Second International Research Conference on Community Inclusion of Individuals with Psychiatric Disabilities. Sept. 18-21, 2012, Temple University, Philadelphia, USA.

Laratta Rosario. *Work Integration Social Enterprises*. Workshop on Social Work. Aug. 9-14, 2012 University of Calabria, Italy.

Laratta Rosario. *Social Enterprises for Disabled People*. Conference on Disability and Employment. Aug. 3-7, 2012, University of Bergamo, Italy.

〔図書〕(計 3 件)

Laratta Rosario. *Empirical Policy Research- Letting the Data Speak for Themselves*. UIRC, 2013, New York, p.287.

Laratta Rosario. *Nonprofit Organization in England and Japan. Examining Advocacy, Accountability and Ethical Climate*. UIRC, New York, 2013, p. 277.

Laratta Rosario. *Social Welfare*. InTech, 2012, p.216.

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称 :
発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
出願年月日 :
国内外の別 :

取得状況(計 件)

名称 :

発明者 :
権利者 :
種類 :
番号 :
取得年月日 :
国内外の別 :

〔その他〕
ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究代表者

ラッタ ロザリオ (LARATTA, Rosario)
明治大学公共政策大学院、ガバナンス研究科、准教授
研究者番号 : 30598313

(2)研究分担者

()

研究者番号 :

(3)連携研究者

()

研究者番号 :